

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、大和郡山市長から次のとおり公共測量を実施することについて通
知がありました。

令和四年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 大和郡山市全域
- 三 測量の期間 令和四年五月一日から令和五年三月三十一日まで